

農地法第4・5条届出関係添付書類（市街化区域）

(確認用☑)

○必須の書類			
1	・届出書	・4条…2通、5条…3通	<input type="checkbox"/>
2	・案内図	・届出地を示す地図（住宅地図等）	<input type="checkbox"/>
3	・公図の写し	・法務局等発行	<input type="checkbox"/>
4	・土地登記簿謄本	・法務局発行の登記事項証明書に限る ・所有権敷地権の移転の場合、建物登記簿謄本が必要	<input type="checkbox"/>
○代理人の場合			
5	・委任状 委任者本人の署名又は 記名押印	・譲渡人及び譲受人がいる場合は、双方からの委任状が必要 ・届出人、譲渡人及び譲受人が法人でその社員が代理人の場合は、法人からの委任状が必要 代理人が持参する場合であっても、必要に応じて、本人に届出書の内容等を確認する場合があります。	<input type="checkbox"/>
○届出人、譲渡人の現住所と土地登記簿謄本の住所が異なる場合			
6	・住民票等	・住所のつながりがわかる書類	<input type="checkbox"/>
○区画整理事業（予定）地内の場合			
7	〔 <u>仮換地指定済の場合</u> 〕 ・新旧対照図（重図） ・仮換地証明書	・所管の区画整理事務所、区画整理組合推進室発行 ・新旧対照図（重図）に従前地の記載がある場合は、公図の写しは不要 ・仮換地証明書の使用目的は、農地転用であること	<input type="checkbox"/>
8	〔 <u>仮換地未指定の場合</u> 〕 ・届出書に経由印を押印	・所管の区画整理事務所、区画整理組合推進室にて届出書に経由印を押してもらうこと その際、届出書及び添付書類一式の写しの提出が必要	<input type="checkbox"/>
9	〔 <u>区画整理予定地区の場合</u> 〕 ・確認書	・区画整理課（鳩ヶ谷庁舎2階）を経由すること その際、届出書、案内図及び公図の写しを各2部と確認書（区画整理課にて記入用紙交付）の提出が必要	<input type="checkbox"/>
10	〔 <u>仮換地の一部を転用する場合</u> 〕 ・実測図	・1区画内の一部転用は、実測図を作成し、各届出書ととじる	<input type="checkbox"/>



※ 借受耕作者がいる場合は、農地法第18条の解約を要する。

※ 届出人、譲渡人・譲受人または土地の筆が複数あり、届出書に入りきらない場合は、別紙に必要事項を記入し、各届出書ととじる。

※ 土地登記簿謄本・仮換地証明書・住民票等は原本の提出が必要（表中で「写し」とあるものを除く）。ただし、書類の原本とコピーの両方を用意した場合は、原本確認後に還付が可能。

西部区画整理事務所	伊刈 200	266-6600
東部区画整理事務所	東本郷 1060-1	284-0100
北部区画整理事務所	安行 492-1	295-1009
里区画整理事務所	里 331	286-2888
区画整理組合推進室	久左衛門新田 47-1	294-2774
区画整理課	三ツ和 1-14-3	280-1206
開発審査課	三ツ和 1-14-3	242-6347

受 付 郵送（返信用封筒を同封）または窓口（開庁日に随時受け付け）
 受理通知書交付日 郵送：到着日（開庁日）を受付日とし、その4開庁日後に発送
 窓口：受付日（開庁日）の4開庁日後に受け取り

問い合わせ 〒332-8601 川口市青木2-1-1（川口市役所第一本庁舎5階）
 川口市農業委員会事務局 TEL 048-258-7922（直通）